

第 1 1 回教育委員会定例会会議録

令和元年 1 1 月 2 6 日（火）

場 所：教育委員室

出席委員	教 育 長	是 松 昭 一
	教育長職務代理者	山 口 直 樹
	委 員	嵐 山 光三郎
	委 員	猪 熊 緑
	委 員	操 木 豊
出席職員	教 育 次 長	宮 崎 宏 一
	教 育 総 務 課 長	高 橋 昇
	教 育 施 設 担 当 課 長	古 川 拓 朗
	教 育 指 導 支 援 課 長	三 浦 利 信
	指 導 担 当 課 長	荒 西 岳 広
	生 涯 学 習 課 長	伊 形 研一郎
	給 食 セ ン タ 一 所 長	土 方 勇
	公 民 館 長	石 田 進
	図 書 館 長	尾 崎 清 美
	指 導 主 事	武 内 陽 子
	指 導 主 事	小 島 章 宏

国立市教育委員会

付 議 案 件

区 分	件 名	
	教育長報告	
議案第53号	令和元年度教育費（12月）補正予算（追加）案の提出について	
議案第54号	国立市特別支援教育就学支援委員会設置要綱の一部を改正する訓令案について	
議案第55号	くにたち市民芸術小ホール条例の一部を改正する条例案について	
議案第56号	くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案について	
報 告 事 項	1) 市教委名義使用について（5件）	
	2) 要望書について（4件）	

○【是松教育長】 皆さん、こんにちは。本日、先ほど教育長及び4名の教育委員で永見市長にお会いしまして、令和2年度国立市予算編成に際して、教育予算要望を行ってまいりました。二小や給食センター等の建てかえにかかわる予算、教員の働き方改革等にかかわる予算、インクルーシブ教育や不登校対策にかかわる予算、そして2020年東京オリンピック・パラリンピックの国立市内聖火リレーや市内児童・生徒の観戦にかかわる予算等、計上予算について市長に説明するとともに、必要な予算を措置していただくことを要望してまいったところでございます。

それでは引き続き、これから令和元年第11回教育委員会定例会を開催いたします。本日の会議録署名委員を嵐山委員にお願いします。よろしいでしょうか。

○【嵐山委員】 はい。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

それでは、本日の審議案件のうち、議案第55号「くにたち市市民芸術小ホール条例の一部を改正する条例案について」と、議案第56号「くにたち市市民総合体育館条例の一部を改正する条例案について」は、同じ主旨の議案ですので一括して説明、ご質問の後、採決は別途採決といたしますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)



○議題(1) 教育長報告

○【是松教育長】 それでは審議に入ります。最初に教育長報告を申し上げます。

10月28日月曜日、第10回の定例教育委員会以後の教育委員会の主な事業についてのご報告を申し上げます。

10月28日、第10回定例教育委員会定例会前に、市長との総合教育会議を開催いたしました。令和2年度の教育施策と子ども関連施策について情報を共有するとともに、その連携と協力について、市長と協議を行ったところでございます。

また、同日は、この日より11月6日まで「マタギの地恵体験学習会」の報告パネル展を市役所市民ロビーで開催しております。

10月29日火曜日に、いじめの問題対策の管理職研修を実施いたしました。

10月30日水曜日に、市教委で三中を学校訪問いたしました。

11月2日土曜日に、一中で道徳授業地区公開講座が開催されております。

また、同日は文化財ウィーク講演会として「本田家主屋から何かが分かる!? 解体調査の可能性」ということで、「本田家住宅応急補修工事を終えて」というテーマで講演会を開催しております。

また同日は、よく3日まで図書館図書のリサイクルフェアを北市民プラザで開催いたしました。

11月4日月曜日、国立市市民表彰式典がとり行われました。これは国立の市民まつりにあわせて行われたもので、市民まつり会場の大学通りにおいて、教育文化功労者5名を初めとする10名と、1団体が表彰されたところでございます。

また、同日の市民まつりの会場におきましては、オリンピック・パラリンピックの競技体験事業を生涯学習課のほうで実施しております。バーチャルフェンシングやBMX、スケートボード、ブラインドサッカー、ボッチャ等の体験競技に、多くの市民や子どもたちが参加しております。

11月5日火曜日に、校長会を開催いたしました。

11月6日水曜日に、小・中学校の合同授業研究会の第2回目の公開授業を実施いたしました。

また、同日から8日まで、一中2年生が職場体験学習を行っております。

11月7日木曜日、午前に芸小ホールにおきまして、来年度入学する児童のための、小学校入学前説明会を開催いたしました。また午後には教育フォーラムを開催し、「人権を尊重し多様性を認め合う学校教育を目指して」をテーマにしまして、LGBT等、多様な性に関する理解と啓発を図ったところでございます。

11月8日金曜日に、副校長会を開催しております。

11月12日火曜日、令和2年度の学校配当予算説明会を実施いたしました。

また同日、公民館運営審議会が開催されております。

11月13日水曜日に、都市教育長会が開催されました。

11月14日木曜日に、この日より15日まで、中学校特別支援学級の合同宿泊事業が、高尾山わくわくビレッジで行われております。

同日、スポーツ推進委員定例会を開催しております。

11月15日金曜日に、文化財保護審議会が開催されました。

また同日は、東京都市町村教育委員会連合会第3ブロックの研修会が開催され、山口委員と猪熊委員が出席されております。

11月18日月曜日に、社会教育委員の会を開催いたしました。

11月20日水曜日に、市教委で五小を学校訪問いたしました。

最後になりますが、11月21日木曜日、給食センター運営審議会と図書館協議会を開催しましたところでございます。

教育長報告は以上でございます。ご意見、ご感想がございましたらよろしくお願いたします。

山口委員。

○【山口委員】 ありがとうございます。10月末から11月にかけては秋の時期ということで、いろいろな行事等々が多く行われた時期だと思っています。その中で感想と、あと最後に質問させていただこうと思っています。

1つは、全体を通してなのですが、11月は展覧会とか音楽会とか学芸会とか文化的行事が非常に多かったのですが、そういうところとか、各学校の訪問であるとか、道徳授業の公開講座とか、公開授業とか幾つか見せていただく中で、やはり先生方とお話をしたりとか、子どもの動きを見て感じたことで、そろそろ次の段階を見据えて、特に小学校6年生とか中学3年生は、次、中学校へ進学したりとか、中学校を出た後のところ、高校等々に進学するということを見据えた動きをみんな始めている。あと、小学校5年生なども最高学年になっていくのだという意識の中でいろいろ参加しているなど、さまざま感じたところでございます。

一方では、それを不安に思っている子どもたちも多分いるのだらうと思うのですが、そういう変化のときに、しっかりとした対応、各学校されていると思うのですが、より一層していただければいいかなと思います。

それと、もう1つ、いろいろ参加させていただいたのですが、ここには載っていないのですが、11月16日に第六小学校で学校公開と防災訓練、六小の避難所運営のトレーニングも同時に地域の皆さんでやられたと思うのです。ちょっとだけしか私、顔を出せなかったのですが、ちょうど11月16

日ですので、一月ほど前に大きな災害をもたらした、国立も避難されている方が出て、六小も何人か避難されたと聞いておりますけれども、そういう身近なところでの災害があつてすぐの体験だったので、子どもたちは非常に真剣に、避難訓練のときは、地震の想定での避難訓練でしたけれど、今回水ではなくて。スムーズに校庭の避難場所へ各教室から移動していくと。そこまで見させていただきました。避難する前には、各教室でそれぞれの学年に合わせた避難に関する授業、さまざまな防災に関する授業をやっていたなと思ひました。そのときに、避難所運営ですから体育館で避難所設営を地域の方々がやられていたと思うのですけれども、そこへいろいろな方が来られ、もちろん消防署、消防団の方とか、日赤の方とか、NTTの方も来ておられたと思ひます。電話設営とか。その中で1つ、障害者のグループがグループとして20人ぐらい来られておりました。車いすの方中心にボランティアの方等々です。あと社協のスタッフもそのヘルプで入っておりましたけれども、そういう形で出ているのを見て、結構障害者のグループは知っている方が多いのですけれども、そういう方がいらっしゃるのだと、避難所の中に。そういうことが災害のときに起こってくるのだというのを実際に子どもたちが見ることとともに、地域の方がそのことを一緒に考えるといういいチャンスになったのかなと思ひております。ちょっと残念ながら最後までいられずに違う学校へ移動してしまつたのですけれども、そんなところを第六小学校では感じたところでございます。

あと質問ですけれども、先ほどちょっと言ひましたけど、この時期展覧会、学芸会、音楽会、全部の小学校でやられたわけですけれども、それぞれの学校でやった雰囲気等々で、もし聞いていることがおありになれば、教えていただければと思ひます。私はいろいろな学校を回つて、学校が一体となつて動いている、みんな一緒にこの学校の児童、生徒なのだよということを認識できる場と、非常になつたのではないかな、ともにつくり上げているということをすごく感じた部分でございました。よかつたなと思ひています。

それから11月7日に行われた小学校入学前説明会。ことしは午前中開催で、平日の。芸小ホールで行われ、非常に大きい会場で行われたということで、今までよりは出席をしやすくなつた方、下のお子さんが保育園、幼稚園に行っている時間帯に行われたということもあつて、よかつたのではないかなと思ひるのですけれども、そのときの出席された保護者の方等々の反応があれば、それをお聞かせ願えればと思ひます。

以上です。

○【**是松教育長**】 それでは、2つご質問いただいておりますので、順次お願いします。まずは各校の文化的行事の実施状況について、武内指導主事。

○【**武内指導主事**】 今月小学校全校において文化的行事がありました。文化的行事は、日ごろの学習活動の成果を発表し、意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりする行事ですが、自己肯定感を高める上でも非常に有意義な場となっております。どの学校も各学年に応じたよさが出ており、学年が上がるごとに工夫されていたようです。学芸会を行った学校では、学年のテーマに沿つて場面ごとにセリフや表現を子どもたちが考へて、工夫して、日に日によくなつていったようです。

音楽会を行った学校では、音楽を通して学校が一体感に包まれたようです。一生懸命練習し、一生懸命発表し、保護者や地域の方からたくさん褒めていただけたことで、児童も教員も達成感を感じられたようです。

また、特別支援学級児童と通常の学級の児童と一緒に練習や発表を行う、交流及び共同学習の機会としても、有意義な場となっております。

以上です。

○【**是松教育長**】 それでは次に、小学校入学説明会における保護者の方々の意見、感想、ご要望等につ

いてということで、荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 11月7日の小学校入学前説明会ですけれども、今回芸術小ホールでやったということで、スペース的な問題はなく実施することができました。これは例年のことになるのですが、参加したご家庭からのご意見として、まず2月の入学前説明会、各学校ごとの入学前説明会でやはり初めてのお子さんを持つ家庭にとっては非常に情報を得るのが遅いという認識がある中で、この時期に情報をいただけるのは大変ありがたいという意見がたくさんございました。

また、会の後半では、今年度は校長先生、または副校長先生方に来ていただいて、各家庭ごとの、学校ごとの交流の場を持ったのですが、このように直接校長先生方とお話ができるという機会があるというのは大変心強い、安心して入学式を迎えられるというご意見を多数いただいているところです。

次年度、ほかの部局ともちょっと調整をしながら、さまざまな市や教育委員会の取り組みがお伝えできるような場にしていきたいと考えてございます。以上です。

○【是松教育長】 よろしいですか。

○【山口委員】 補足で。ありがとうございます。私も見させていただいて、そんな感じをすごく受けました。あと、それともう1つ、このとき、多分急遽だったと思うのですが、給食センターの建てかえの説明の機会を持てたのもよかったのではないかなと。実際にこれから学校に入っていくお子さんたちにとって、お母さんにとって、知っていらっしゃる方も多いと思うのですが、やはり関心のあることだったかと思います。そうやって市民の方にいろいろなレベルで伝えていっているということは、すごくよかったのではないかなと思いました。感想でございます。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

猪熊委員。

○【猪熊委員】 私は、先ほど教育長からの報告の中でもありました、第3ブロック研修会に、私と山口委員で参加してきましたのですが、そちらの感想と、あと教育フォーラムの質問をさせていただきたいと思います。

この第3ブロック研修会は、清瀬にある大林組技術研究所で開催されまして、「リコチャレ」といって、女子中高生に理系のお仕事に挑戦、チャレンジしてもらおうというプログラムがあって、本来は女子中高生が受けるものなのですが、特別にこの教育委員の研修で行かせていただきました。ですから、説明してくださる方たちも多分女子中高生向けだったので、全て女性で構成されていまして。内容的には技術研究所なのでいろいろなものがありまして、免震技術だとか、遠隔操作で重機を動かすとか、そういうものの体験もできるようになっていまして、あとは実際の実験室なども入ることができまして、とても興味深いというか、とても楽しく研修させていただきました。

その日の最後に説明して下さっていた社員の方たちとお話をする時間があったのですが、その方たちがこのお仕事を選んだのはどうしてですかという質問に対しては、やはり小さいころからお父さんがこういう仕事で、すごくそのお父さんに憧れていたとか、家の中で結構理系的な話が多かったから、自然にこういう道に進みましたみたいな話など、`興味があったから`、`小さいころから興味深かった`みたいな、育った環境からお仕事を選んでいるという話が多く聞かれたので、やはり小学校、中学校のころの子どもたちの環境ってとても大切だなと思いました。国立市内の生徒や児童の皆さんにもいろいろな体験とかしていただいて、将来を広く考えられるような教育ができていけたらいいのかなということもすごく思いました。

あとは、教育フォーラムのほうなのですが、『カランコエの花』という映画は私も初めて見たのですけ

れども、いろいろ考えるところがありました。その後、小さいグループになって討議などもして、2つのグループほどの発表などもあったのですが、もし何かほかにその場にいた方の感想とか、ご意見などとか、あとは全体的に何かまとめてあるものとかがありましたら、教えていただきたいなと思います。

以上です。

○【是松教育長】 それでは、教育フォーラムの実施状況について、荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 まずは教育フォーラムで上映した『カラシコエの花』でございますけれども、やはり非常に見る者にさまざまな思いを抱かせてくれる映画ということで、反響は大きくございました。特にさまざまな立場から映画を鑑賞される方多くて、まず主人公の子が、本当に友達を守りたいという気持ちがあったのに逆に傷つけてしまった。こういう事例というのはやはりしっかりと受けとめなければいけないのだということが挙げられておりました。また、誰もが人を傷つけようと思っていたわけではないのに、最終的には非常に傷つけるような結果になったというようなことに対して、やはり社会全体でこういったことは取りまなければならないのだと、そういった意見も複数ございました。

そのほか、やはり今回ご協力いただきました、男女平等参画ステーションのアドバイザーの鈴木先生、それから、「LGBTの家族と友人をつなぐ会」の小林先生の、このお話しが非常に心に残ったという感想を多数いただいております。小林先生からは、「あなたはそのままでもいいだよ」とそういうふうにお子さんに言ってあげたこの言葉、非常に心に響くものがあったという意見をいただいております。また鈴木先生については、こういった問題というのは難しいことと考えるのではなく、大いに戸惑っていいのですよと。1つ1つやっつけていきましょうという考え方が、これからの人権を推進していく上で非常に支えになる言葉ではないかというご意見をいただいております。

以上です。

○【是松教育長】 よろしいでしょうか。

○【猪熊委員】 はい。

○【是松教育長】 ほかにいかがですか。

操木委員。

○【操木委員】 まず学校訪問に三中と五小に行かせていただきました。ありがとうございます。どちらの学校も校長先生のリーダーシップのもとに先生たちのすばらしいチームワークで、各学校の特色ある教育を進めているなということを感じさせていただきました。特に三中の場合に、私は特別支援学級で面接の勉強をしていたところがあったのですけれども、私も「ああそうだな、こういうふうを受ければいいのだな」と、1つ1つがすごく心に残る丁寧なご指導をされていて、それに対して生徒も一生懸命学んで、きっとその後面接に行ったのでしょうかね、これから行くのでしょうかね、いい結果に結びつくのではないかなということで、その授業の風景を見ていて感心させられました。

あと、三中、どうしてもやはり外の音が、私は環境的に気になりました。機械の音がちょっとしてきたのですけれども、そのあたりが教育の場の環境として何かやってあげられることはないのかなんてことを考えながら見させていただきました。

それから五小のほうですけれども、養護の先生が、保健室に来る来室者がすごくふえてきているというお話を聞きました。普通、考えますと、大変だなと、けが人が多いのだかと思うのですけれども、そうではなくて保健室に困ったことがあったら相談に行くという、そういう雰囲気ができていて、子どもが気軽に傷が深くならないうちに保健室のほうに行って、養護の先生に話を聞いてもらったりということが出来る環境が整っているのだということを知って、よく私たちはそうすると数を出して、多いと大変だとか思

ってしまうのですけれども、そうではないのだということをすごく私も今回学ばせていただきました。いい雰囲気を感じました。それが学校訪問に関係することです。

それから、教育フォーラムのお話、先ほどから出ていますけれども、さっき状況についても報告がありましたように、私もすばらしい時間だったなと思いました。あそこにいた人たち、全ての人たちがその気持ちをまた持ち帰って、いろいろなところで伝えてくれているのではないかと思います。より多くの人たちが、またそういった学ぶ場を与えてもらえるように、いろいろな環境面とか場所とかをまたさらに工夫していただければありがたいなと思いました。

最後に、小学校入学前説明会のことでちょっと、先ほどここでお話も出ていましたけれども、本当に私も少し幼児の教育とかのそちらのほうの関係にかかわったこと、かかわっていることもありますので、すごく小学校の入学前って不安なのですね。子どもはもちろん、保護者も不安なのですね。ですから、こういった機会を2月ではなくて、2月を待たずに11月に市全体でやったということは、感想にもあったように、とてもいい効果を上げていると思います。できましたらば、やはり保護者の中には、例えば保育園にお子さんを預けている方は平日は仕事をしている方が多いのですよね。なかなか難しいとは思いますが、やはり曜日とか時間帯とかをより多くの方が参加できることに工夫をまたしていただければありがたいなということです。

以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。



○議題（2） 議案第53号 令和元年度教育費（12月）補正予算（追加）案の提出について

○【是松教育長】 よろしければ、次に議案第53号「令和元年度教育費（12月）補正予算（追加）案の提出について」を議題といたします。

高橋教育総務課長。

○【高橋教育総務課長】 では、議案第53号「令和元年度教育費（12月）補正予算（追加）案の提出について」ご説明いたします。本議案は、12月に開催されます市議会第4回定例会に補正予算案を追加提出するため提案するものです。

1枚おめくりください。歳入となります。

款15都支出金、項2都補助金、目7教育費都補助金、節3中学校費補助金、説明、公立学校屋内体育施設冷房化支援事業補助金につきまして、前回の定例会で歳出減の説明をいたしました、屋内運動場空調整備工事と連動する歳入として、ここで金額が算定されましたので、1,606万4,000円を減額するものです。

1枚おめくりいただいて、2ページをごらんください。

款10教育費、項6社会教育費、目1社会教育総務費、事務事業、くにたち文化・スポーツ振興財団運営支援（管理関係）費、節13委託料、細節等17システム業務等（システム設定等作業委託料）につきまして、後ほどご議論いただきます使用料・手数料の改正に伴う条例改正が、今後成立した場合に来年の4月から適用される料金設定の変更をこの年度内に行うため、ここで25万3,000円を増額するものです。

説明は以上となります。よろしくご審査のほどお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 それでは、議案第53号「令和元年度教育費（12月）補正予算（追加）案の提出について

て」は可決いたします。



○議題（３） 議案第54号 国立市特別支援教育就学支援委員会設置要綱の一部を改正する訓令案について

○【是松教育長】 次に、議案第54号「国立市特別支援教育就学支援委員会設置要綱の一部を改正する訓令案について」を議題いたします。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 それでは、議案第54号「国立市特別支援教育就学支援委員会設置要綱の一部を改正する訓令案について」ご説明いたします。

改正理由といたしましては、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒等の支援方法について、医療、心理、特別支援教育等の専門的な知識を有する方からの意見聴取のために設置する、国立市特別支援教育就学支援委員会について、他市等からの転入による転学相談等に関して、就学支援委員会を開催するいとまがない等の緊急性のある場合の検討を円滑に実施するため、就学支援委員会設置要綱の一部を改正するものです。

資料を2枚おめくりいただいて、新旧対照表をごらんください。

改正点は大きく2つになります。1点目は第1条中の「設置の目的」の中に、学校教育法施行規則第140条に指定されている、いわゆる「通級による指導」について、国立市においては小中学校全校に設置している特別支援教室及び国立七小に設置していることばの教室になりますが、この学びの場に関する規定を加筆しております。

2点目は第7条になります。第7条として、緊急を要する場合の処理について、他県や他市からの転学等により、支援方法の検討に緊急を要するが、委員会の会議を招集するいとまがないときは、委員長の意見をもって委員会の審議結果とすることができる規定を新設しております。

今回の訓令は、公布の日より施行いたします。

説明は以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

操木委員。

○【操木委員】 第7条のところですね。緊急を要するためということで、委員長の意見をもって委員会の審議結果とすることができるということは、本当に早く判断をしてあげることが大事だと思いますので、これはとてもいい案だと思います。

○【三浦教育指導支援課長】 ありがとうございます。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

それでは採決に入ります。皆さんご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 それでは、議案第54号「国立市特別支援教育就学支援委員会設置要綱の一部を改正する訓令案について」については可決いたします。



○議題（４） 議案第55号 くになち市民芸術小ホール条例の一部を改正する条例案について
議案第56号 くになち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案について

○【是松教育長】 次に、議案第55号「くになち市民芸術小ホール条例の一部を改正する条例案について」

と、議案第56号「くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案について」の2議案を一括して議題といたします。

伊形生涯学習課長。

○【伊形生涯学習課長】 それでは議案第55号「くにたち市民芸術小ホール条例の一部を改正する条例案について」及び議案第56号「くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案について」、一括してご説明いたします。

まず、議案第55号についてご説明いたします。

本議案は、国立市使用量・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、ホールの使用料等に新たに市外料金を設定するため、条例の一部を改正したく提案するものでございます。

また、国立市使用料・手数料の見直しに関する基本方針につきましては、国立市健全な財政運営に関する条例にて、4年に一度、受益者負担の見直しを義務づけており、それらにのっとり基本方針を策定いたしました。

具体的な内容につきましては、お手元の第55・56号議案用資料のほうがわかりやすいため、お手数ですがお手元にご用意ください。ページが前後してしまっており申し訳ございません。資料の3ページ目から、くにたち市民芸術小ホールの使用料の案についての表となっております。

まず、見直しの考え方については、他市の平均的な料金と比較をし、国立市の料金が同程度の料金であったため、市内の料金については改定を行いません。しかし、基本方針に基づき算出した原価計算の結果等の状況を踏まえ、市内料金の1.2倍の市外料金の新設を行います。そのため表3ページからの市内料金については現行のままとしており、4ページ目下段から5ページ目の市外料金について、網かけ部分の右側の料金を新設しております。

お手数ですが議案にお戻りください。

議案にお戻りいただきまして、1枚おめくりください。改正内容についてでございます。先ほどの考え方を踏まえ、くにたち市民芸術小ホールのホール等の使用量を規定しております、別表第1及び2について、現状の表記に市内料金という表記を追加することと同時に、市外料金の項目を新たに加えたものとなっております。

1枚おめくりいただきまして、最終ページとなります。

最後に付則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものとし、改正後のくにたち市民芸術小ホール条例の規定は、この条例の施行日の以後に申請を行うくにたち市民芸術小ホールの使用及び利用について適用し、同日前に申請を行ったくにたち市民芸術小ホールの使用及び利用については、なお従前の例によるものとします。

議案第55号の説明は以上となります。

続きまして、議案第56号「くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案について」ご説明をいたします。

本議案は、国立市使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、体育館の使用量等の額を改定し、及び体育館の個人使用料等に新たに市外料金を設定するため、条例の一部を改正したく提案するものでございます。

具体的な内容につきましてもお手数ですが先ほどと同様に、お手元の第55・56号議案用資料のほうがわかりやすいためご用意をお願いいたします。

資料の1ページ目から、くにたち市民総合体育館の使用料案についての表となっております。

見直しの考え方につきましては、他市の平均料金と比較し、国立市の料金が若干低くなっていたため、市内料金の貸し切り及び個人の使用料について改定を行うとともに、個人使用料については市外料金を新設いたします。ただし、子供料金及びグリーンパス料金については、高齢者の健康増進等を鑑みまして改定を行いません。

そのため、表1 ページ目から2 ページが貸し切り市内・市外料金について、網かけ右のと通りの改定を行うとともに、3 ページ目の上段の表のように個人使用料についても網かけ右のとおり改訂及び市外料金の新設を行ってまいりたいと思います。

再度議案にお戻りいただきまして、1 枚おめくりください。

改正の内容についてです。先ほどの考え方に加えまして、くにたち市民総合体育館の使用料を規定している別表第1、2及び3について、現状に対し市内・市外料金と表記するものとなっております。

最後のページをごらんください。

最後に付則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものとし、改正後のくにたち市民総合体育館条例の規定は、この条例の施行日以後に申請を行うくにたち総合体育館の使用及び利用について適用し、同日前に申請を行ったくにたち総合体育館の使用及び利用については、なお従前の例によるものといたします。

なお、第55号、56号議案につきましては、本日の教育委員会の審議を経て、情報管理課と協議をし、12月に開催されます市議会第4回定例会に条例案を提案していきたいと考えております。

最後になりますが、先ほどの55・56号議案の最後の6 ページ、7 ページをごらんください。

今回、市では使用料・手数料の見直し案に対し、2回の説明会及びパブリックコメントを実施しており、その中から本議案に関連する部分を抜粋しております。いただいたご意見の中から内容に変更は行っておりませんが、ご意見の中の他市との相互利用協定など、今後市民の利便性の向上については検討してまいりたいと考えております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○【**是松教育長**】 説明が終わりました。議案第55号並びに56号につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、特にないようですので、採決に入らせていただきます。最初に議案第55号「くにたち市民芸術小ホール条例の一部を改正する条例案について」ご異議がないようですので可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【**是松教育長**】 それでは議案第55号「くにたち市民芸術小ホール条例の一部を改正する条例案について」は可決といたします。

続きまして、議案第56号「くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案について」皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【**是松教育長**】 議案第56号「くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案について」は可決といたします。



○議題(5) 報告事項1) 市教委名義使用について

○【**是松教育長**】 次に報告事項に入ります。報告事項1「市教委名義使用について」。

伊形生涯学習課長。

○【伊形生涯学習課長】 では、令和元年10月分の教育委員会後援等名義使用についてご報告いたします。お手元の資料のとおり、承認5件でございます。

まず、中央大学主催の「第29回中央大学杯スポーツ大会」です。スポーツを通じて多摩地域の方々との交流を深め、小・中学生の健全な育成に寄与することを目的に、球技7種目のスポーツ大会を行うもので、参加費は無料です。

2番目は、コンセール・アミ小金井主催の「ニューイヤ・ベートーヴェン特別演奏会」です。周辺地域に音楽愛好家をふやすことを目的とし、小金井市の合唱団と東京多摩交響楽団が共演し、演奏会を行うもので参加費は指定席4,500円、自由席4,000円、学生席2,500円です。

3番目は、関東学生体操連盟主催の「第24回東日本学生新人新体操選手権大会 第16回東日本学生新体操交流大会」です。新体操の発展を目的に、主に新人による団体系体操競技及び個人体操競技を開催するもので、参加費は無料です。

4番目は、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団主催の「くにたちデビューコンサートvol.12『Twin Pianos Jazz 武本和太×田谷紘夢』」です。包括連携協定を結んでいる国立音楽大学の若手演奏家の支援と音楽鑑賞者の拡大を目的とし、国立音楽大学卒業生によるコンサートを行うもので、参加費は1,000円です。

5番目は、シェアリング・ラーニング主催の「みんなが楽しく生きる社会をつくりたい～『学校』と『自立』から考える～」です。「学校」と「自立」という観点から、よりよい社会とは何か、参加者自身が考え、対話を通じて学び合う機会とすることを目的に、対談イベントを実施するもので、参加費は1,500円です。

以上5件について、事務局で審議をし、妥当と判断し、名義の使用を承認いたしましたので、ご報告いたします。以上、市教委名義の報告です。よろしくお願いたします。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。



○議題（6） 報告事項2） 要望書について

○【是松教育長】 特にないようですので、次に、報告事項2「要望書について」に移ります。

高橋教育総務課長。

○【高橋教育総務課長】 要望は4件です。子どもたちが主権者の社会科教育を求める会より、「小6社会教科書の神話記述に関し、虚構の世界は史実ではない事実を踏まえ、“国を愛する心情”の教化にならないよう求める要望書」を、市民の方より、「国立市の学校教育においては『不良』がいてもその生徒の存在を認める教育を行ってほしい」旨の要望書を、市民の方より、「給食費値上げおよび給食センターのPFIによる運営についての審議に関する要望書」を、市民の方より、「学校給食に関する要望書」をそれぞれいただいております。

以上です。

○【是松教育長】 それでは4件の要望書をいただいております。1件ずつ確認してまいりたいと思います。

まず、1件目の要望書について、補足説明等ありますでしょうか。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 それでは1件目の要望書について、補足説明いたします。

要望の主旨といたしましては、大きく3点あったかと思えます。1点目は、神話教育を利用し、国を愛する態度を教化する政治的中立性に反する偏向教育はやらないでほしいこと、2点目は、小学校6年社会

科の教科書の87ページを行う授業では、児童が史実とフィクションを混同しないよう配慮をお願いしたいこと、3点目は、授業で他社教科書を参考に使用するときには、東京書籍の21ページの内容をそのまま授業で使わないでほしいこと。

この件についての担当課見解ですが、要望の1点目につきましては、国立市立学校の授業では、内容のいかんにかかわらず、学習指導要領に基づき授業を実施しており、偏向教育とはならないと考えております。2点目については、このページの学習では単元を通して学んできた大昔の人々のくらしと、その移り変わりについて、学習を振り返るための材料としてこの時代の人々の考えを知る手がかりとしての神話が記載されております。また、教科書にも「神話であり、すべてが真実とは言えない」と明記され、十分な配慮がなされており、国立市立学校では要望者が考えているような授業は行われないと考えております。なお、神話の内容については、それぞれ事実認定が明確にされていないため、要望にあるような内容に特化した配慮もできないと考えております。要望書の3点目については、他社の教科書を参考に使用した授業が日常的に行われている事実はなく、要望事項にあるような指導はないと考えております。

説明は以上になります。

○【**是松教育長**】 事務局からの説明をいただきましたが、ご意見、ご感想等ございますでしょうか。

ただいまいただいた教育指導支援課長からの説明に尽きるのかなと思っております。その点に十分注意して、今後も指導を行っていただきたいと思っております。

それでは、次の2点目の要望についてでございます。「国立市の学校教育においては『不良』がいてもその生徒の存在を認める教育を行ってほしい」という要望でございますが、これについてご意見、ご感想ございますでしょうか。

では嵐山先生、不良についてはひとつよろしくお願ひいたします。

○【**嵐山委員**】 僕が小学生だったときは敗戦国家なのですよ。僕は7歳のとき、いまから70年前に国立に生まれて。そのころは進駐軍がうろついてて、不良でないと生きていけなかったのですよ。それで、「みんな不良少年だった」と書いたのです。僕の友達を見ると、昔の不良少年は弱いものをいじめないのです。それを書いたのは30年ぐらい前ですね。非行少年がばっこしてて。弱い者をいじめるのは非行だけけど、昔書いたことを評価していただいてありがたい次第です。僕の仲間はみんな不良少年ですから、そうでないと生きていけなかったし、そういう状況があったということですね。今は勉強が良好の、すごくいい子もいるし、不良もいるけど、不良の人格というものも当然あるわけで。先生方は不良を結構かわいがるというか、ばったり会うと「お前は不良だったな」と、あとから言われますけれどね、それだけの意味で、要望書を出してくれることは個人としてはありがたいけど、提出してくれて。肝に銘じて読ませていただきました。そういう感じです。

○【**是松教育長**】 ありがとうございます。嵐山先生は、少年だけではなくて、不良中年や不良定年についてもたくさんのエッセイを残されておまして、その嵐山先生から不良論について伺えるというのは非常に貴重な機会でありまして、そういう意味では要望をいただいた方にお礼を申し上げないとイケない。

ほかにいかがですか。

○【**山口委員**】 基本は生きている人、生きているのだということだと思っておりますよね。今、嵐山先生が言われたのは、その時代において生きていくということは何かというお話をちょっと今、聞いたような気もするし、まさにその時代、時代で生きることで、生きることの必要なことが今、変わってきているということをしつかりともう1回認識をしなければいけないということなのだなと思って、今、話を伺っておりましたので、1人1人を、子どもを生きている人として見ていくのは教育の基本中の基本で、それはも

う全部の学校で当たり前のようになっているところでもありますので、改めて強調していただけたのかなと思っておりますけれども、学校では常にそのことは、全ての子においてまさにそのことが言えていると。障害があると言われていた特別な配慮が必要な子どもたちに対してもそうだし、そうでないと思われている子に対しても1人1人いろいろなものを持っているわけで、成長の過程において、そのことにもしっかりと目配りをしていって、その子の生きていることを尊重していくというのは全ての基本だろうと思っております。私の感想でございます。

○【是松教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

よろしいでしょうか。それでは次の要望に移りたいと思います。次、2件の要望はいずれも給食値上げと、給食センターPFI等の運営について慎重審議を行っていただきたいという旨のご要望でございます。前回は関連する要望をいただいておりますけれども、改めて事務局のほうから補足説明があったら、よろしくをお願いします。

給食センター所長。

○【土方給食センター所長】 それでは、まず給食費の値上げの審議に関する要望書のほうでございますが、要望書の主旨に関しましては、給食センターにかかわるものについてはお二つかと思っております。

1つ目が牛乳の回数を減らすことによって、給食費の値上げを回避できるのではないかを検討することを要望する。2つ目が、複数の子どもが通っている家庭での給食費減免制度について、具体的な検討をしていただくことを要望する、この2つかと思っております。

要望事項1につきましては、給食費の改定について、去る6月17日開催の第6回定例会で、給食センター運営審議会に諮問することが可決されており、その審議を同審議会に委ねたところでございます。また、同内容の要望書が既に給食センター運営審議会にも提出されております。去る11月21日に開催された、第4回給食センター運営審議会で提出された要望書も各審議委員によって斟酌され、議論した結果、平成17年からの上昇分を補完する改定額としての答申内容とすることが可決されました。よって、教育委員会で検討することにはなり得ないものと解しております。

要望事項2につきましては、給食費はその全額を食材購入費に充てており、給食は等しく児童生徒に同じ献立を喫食いただけるものであり、その費用も保護者に学年層ごとに等しく負担いただいているものでございます。国立市についても就学援助制度に伴う給食費の減免がございますが、この制度の対象となった保護者の方は、給食費の負担がなくなる一方、かわりに公費により負担しているもので、賦課された給食費総額が減るものではないかと存じます。よって食材購入費に影響は出ないところでございます。

減免制度というものは、ただ単に減免すればよいのではなく、給食費負担の公平性を考え、必ずどこかの機関がその費用を負担しなくてはならないというものでございます。このようにその費用を誰がどう負担するのか、あるいは負担しないで保護者に負担の差異をつけてよいのかという問題が生じます。以上のような観点から、さまざまな家庭事情のもと、所得により減免制度があるのは国の制度でもあり、当然必要と考えておりますが、現在のところ国立市ではほかの減免制度を検討する意向は持っていないところでございます。

2つ目の学校給食に関する要望書でございます。こちらの要望の主旨は、給食費の値上げについて、教育的視点で学校給食のあり方を明確にしてから検討すべきことで、結論を急がぬことを要望するというものでございます。給食費の改定における種々の課題要因につきましては、前期の運営審議会にも説明を行っており、改定内容についても十分検討したものでございます。運営審議会は、各学校の保護者の代表が構成員の大多数を占め、その中では毎年学校給食のあり方も含めた冊子である「くにたちの学校給食」に

基づいて学校給食センターの事業等を第1回審議会で説明し、審議員各位からご意見、ご質問をいただき、ご理解いただいた上で種々の審議に入っております。また、審議内容や審議に伴う資料についても随時ホームページで市民を初め、皆様に公開してございます。

このようなことから、給食費の改定については、過去からの懸案事項であり、先ほど申し上げたように教育的視点で学校給食のあり方を十分ご理解いただいた上で、適宜審議の参考となる資料をお示しし、複数回慎重審議を重ねていただいたところでございますので、結論を急いだものではないと考えてございます。

私からは以上です。

○【**是松教育長**】 給食費改定についての説明をいただきました。

続いて、給食センターのPFIについて、古川施設担当課長。

○【**古川教育施設担当課長**】 要望の主旨、主な部分については2点あると考えております。

1点目は、行政の理論で事業化を進めるのではなく、保護者、市民の意見に耳を傾けるべきということ。2つ目が、国立らしい学校給食の継続、これが最大限に担保できる方策を検討してほしい、この2点になるかと思っております。

まず1点目につきまして、担当課の見解といたしまして、2つほどご説明させていただきたいと思っております。

まず運営形態ですとか、事業手法の方針といったものは平成28年11月に作成しました、整備基本計画、これで給食センターの運営審議会などにもご報告を複数回、6回ほど行いまして、運営審議会の意見を取り入れる中で決定されております。こういった丁寧な経過を経て事業を進めていると担当課としては考えているところです。さらに詳細な運営形態ですとか事業手法につきましては、令和元年5月に案を策定いたしました。こちらにつきましても市民向けに説明会を開き、さらに回数を加えて説明会を実施しております。また、市議会にも同一の内容の陳情が出されまして、結果としては不採択でありましたけれども、保護者、そういった心配の声があるということも確認したところですので、保護者が集まる機会を捉えまして、改めて10月以降、各校のPTAですとか保護者の集まる機会にこちらから直接出向き、説明を行っております。その中で、各校30人から50人程度の保護者にご説明を行いましたけれども、反対の主旨の質問ですとかご意見はなく、ご理解をいただいたと、前向きに捉えていただいたと担当課としては考えております。

2つ目の要望の部分になりますけれども、新たな給食センターにおいては、厳しい、新しい衛生管理基準に対応した設備ですとか施設への対応、これまでと異なった作業工程を組む必要がございます。そういったところで新しいノウハウが求められますけれども、継続して安心・安全な国立の給食を継続して行っていくためには、調理についてはノウハウ、それから専門性のある民間事業者にも担ってもらい、こういったことが望ましいと考えております。こういった場合でも、給食提供事業の運営主体は市にありまして、市の責任、業務のもとで行う、こういうことには変わりはないと考えております。

以上になります。

○【**是松教育長**】 それぞれ事務局からの説明がございました。一括してご意見、ご感想等ございますでしょうか。

山口委員。

○【**山口委員**】 先月にも同じようなと言っていていいと思うのですが、要望書を出していただいて、給食に関しての関心が非常に深くおありになるなというのを改めて感じたところでございます。ありがと

うございます。ただ、今、課長からもご説明あったように、説明会とか運営審議会とかでかなりの時間をかけて今まで話がされてきているところ。私も府中市とか、あと福生市ですかね、新しくできた給食センターを見させていただいて、今現在ある国立の給食センターも、ここの中で本当によくやっていただいていると思うのですけれども、本当に子どもたちにとって本当に早く新しい給食センターでの給食を食べさせてあげるといことは、この時代の流れの中では絶対に必要なことだなというのをすごく感じているところがございます。このような要望書の意見をしっかりと受けとめながら、ぜひ進んでいただければと思います。やはり時間の問題は正直言っているとしますので、可能な限り、私は早く新しいセンターでの調理が行えるようにしていただくことが望むところでございます。慎重にしなければいけないところは十分検討してということが含みとしてありますけれども、以上でございます。

○【是松教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

私のほうも少し意見を述べさせていただきますと、まず給食費の改定でございますけれども、先ほど55号、56号で市民芸術小ホール、市民総合体育館の使用料の改定の議案を出させていただきました。国立市に、市においてもさまざまな使用料金、手数料についてやはり適時に見直しを行って、情勢に適応した適正価格を設定してくということ、これは財政健全化の一環として行っていくという方向で進んでおります。その中ではおおむね使用料・手数料も5年に一度は現状を見比べて改定すべきかどうか、改定する場合はどういう幅にしたらいいのか、それは値上げなのか、値下げなのかという見直しを行っていくということになっておりますので、これにつきまして、やはり同じ食材費を徴収するという意味での給食費においても同じだろうと思います。本当は5年に一度、改定するにしろ、しないにしろ現状を、本当はその都度、給食センター運営審議会に諮って確認をしていくのが、本来健全な給食費のあり方なのだろうと思います。そうした中で14年間、それを今まで行ってきていなかったという中で、改めましてその改定について給食センター運営審議会に諮問をいたしたところでございますので、これは給食センター運営審議会のほうで答申をいただいた上で改定すべきかどうかということ、また改定するとすればどの程度の改定をするのかということの結論を真摯に受けとめて実行していくところになろうかなと思っております。

それから、再三いただいております給食センターの関係でございますけれども、行政の論理によらずということと言われておりますけど、行政の考え方としてもやはり基本は新しい給食センターについて、安心で安全な、また円滑で効率的な設置と運営を図っていかうということでありまして、これは市民の方々や行政の考える基本的な方向に大きな違いはないと思っております。また、これまで行われてきた国立らしい学校給食の継続、これが最大限に担保できるという形も含めて検討しているところでございますので、そこら辺についてもご理解願えればなと私は思っております。

私のほうからは以上です。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、よろしければ要望書についてはこの程度にとどめたいと思います。

これをもちまして、本日の審議案件は全て終了いたしました。ここで次回の教育委員会の日程を決めておきます。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 次回の予定でございます。12月24日火曜日、午後2時から。会場、こちら教育委員室を予定してございます。

○【是松教育長】 それでは、次回の教育委員会は12月24日火曜日、午後2時から、会場は教育委員室といたします。皆さんお疲れさまでございました。

午後 3 時 00 分閉会